

地方財政審議会付議（説明）案件

令和元年11月26日（火）

（案件名）

・自動車重量譲与税法施行規則の改正について（決裁）

○自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第六条の二 総務大臣は、第二条第一項若しくは第三項、第二条の二第二項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

企画官 沼澤 弘平

（内23511）

自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令案の概要

令和元年11月
総務省自治税務局

1 主な改正の内容

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、自動車重量譲与税の譲与基準の算定についての所要の規定の整備を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行する。

○総務省令第 号

自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第二条の二第二項の規定に基づき、自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 高市 早苗

自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則 〔1〕4 略</p> <p>5 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から令和二年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算定に係る第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>6 令和元年度及び令和二年度における法第二条の二第一項の自家用の乗用車の台数の算定は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の法第四十五條第一項又は第三項の規定により自動車税を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第六十二條の規定により自動車税を免除したものを除く。）の台数により行うものとする。</p> <p>7 〔略〕</p>	<p>附則 〔1〕4 同上</p> <p>5 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から平成三十二年までの各年度分の自動車重量譲与税の算定に係る第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>6 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

【参照条文】

○自動車重量譲与税法（昭和46年法律第90号）[平成31年4月1日施行]

（都道府県に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）

第二条の二 自動車重量譲与税の三百四十八分の十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十五条第一項又は第三項の規定により自動車税を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第百六十二条の規定により自動車税を免除したものを除く。次項において同じ。）の台数に按分して譲与するものとする。

2 前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

○自動車重量譲与税法（昭和46年法律第90号）[令和元年10月1日施行]

（都道府県に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）

第二条の二 自動車重量譲与税の三百四十八分の十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十六条第一項若しくは第三項又は第四百四十七条第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第一百七十七条の十七の規定により自動車税を免除したものを除く。次項において同じ。）の台数に按分して譲与するものとする。

2 前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

○自動車重量譲与税法施行規則（昭和46年自治省令第13号）[令和元年10月1日施行]

（自家用の乗用車の台数の算定）

第三条の二 法第二条の二第一項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。